

交通事故などにより介護保険のサービスを利用されたら届出を！



交通事故など第三者（加害者）の行為が原因で、被保険者（被害者）が介護保険のサービスを利用された場合には、過失割合に応じ、必要となった介護費用は加害者が負担するのが原則です。

介護保険のサービスを利用された場合、加害者が負担すべき介護費用は雲南広域連合（保険者）が一時立て替えて支払い（本人負担を除く介護費用の9割分）、後で被害者に代わって加害者に請求することになりますので、交通事故などにより介護保険のサービスを利用された場合には、雲南広域連合介護保険課または住所地の市町の介護保険担当課まで届けましょう。

なお、介護費用の本人負担分（1割分）については保険者は関与いたしません。

平成23年度介護支援専門員 実務研修受講試験の実施について

介護支援専門員は介護保険制度で居宅介護支援等を行う専門職種です。
この試験の合格者は所定の実務研修を受講することで介護支援専門員として従事することができます。

試験日 平成23年10月23日（日）

会場 島根大学（松江市）
島根県立大学・浜田キャンパス（浜田市）
※浜田市は昨年と試験会場が異なりますので、ご注意ください。

受験資格 保健・医療・福祉分野で原則5年以上実務経験を有する方

受験手数料 7,000円

申込期間 7月15日（金）～8月5日（金）

要項 6月23日（木）から県庁高齢者福祉課、
各保健所、各市役所・町村役場で配布

問合せ先 県庁高齢者福祉課 TEL 0852 - 22 - 6520



介護サービス Q&A

Q 要介護認定を受けておらず現在入院中ですが、退院後すぐに介護保険を利用できますか？

A 要介護認定・要支援認定の効力は申請日にさかのぼりますので、退院の目処がついた時点で要介護認定申請をすることにより、退院後すぐに介護保険のサービスをうけることができます。

Q 一般病院に入院中の場合、ホームヘルパーに洗濯を頼んだり、着替えを持ってきてもらうことはできますか？

A 一般病院に入院中に、居宅サービス（ホームヘルプサービス等）を利用することはできません。車イスやベッド等の福祉用具貸与も居宅サービスのため利用できません。ただし、雲南広域連合では病院に入院中又は、介護保険施設に入所中で退院又は退所の予定がある方が申請されますと、試験外泊期間中に1泊2日以上で年間10日間を限度に居宅サービスを利用することができます。（外泊体験サービス事業）



Q 現在入院中ですが、来週には退院する予定です。退院前に玄関の段差解消工事を行うことは可能ですか？

A 入院中は、住宅改修が必要と認められないので、住宅改修費が支給されることはありません。ただし、入院中に住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは可能です。（退院しないこととなった場合、入院中に死亡してしまった場合には住宅改修費の支給はできません）なお、入院中に工事を行う場合であっても、工事前に申請を行い、許可を得てから工事を行うことが必要です。

Q 介護老人福祉施設に入所していましたが、治療が必要となり一般病院への入院となりました。入院と同時に今まで入所していた施設は退所になってしまうのですか？

A 入院に伴い即日退所扱いとなることはありませんが、3か月を超えて入院が必要となる場合は、退所（契約解除）となります。

保険料の急激な上昇が抑制されています

介護従事者の処遇改善のための介護報酬改定（3%プラス）に伴い、65歳以上の方の介護保険料は上昇していますが、その上昇分を国が負担することで保険料の急激な上昇が抑制されています。本来4,258円の保険料基準額が4,200円に軽減されています。